

参考資料

全国市長会

地方一般財源総額と地方交付税総額の確保等

- 地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保。
- 恒常的な地方交付税の財源不足は、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革が必要。
- 地方の基金増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は、断じて容認できない。
- 都市自治体は、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるため、各々の判断に基づいて基金を積立。
- 地方の基金残高の増加を理由とした短絡的な地方財源の削減は認められない。

骨太の方針2015(抄) (H27.6閣議決定)

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要なとなる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

平成30年度地方財政収支見通し(仮試算)

(通常収支分)		(単位: 兆円)			
区 分		29年度 A	30年度 B	増減額 B－A	仮試算の考え方
歳 入	地方税・地方譲与税等	41.7	42.0	0.3	「中長期の経済財政に関する試算」(内閣府)による名目成長率等を用いて試算
	地方交付税	16.3	15.9	△0.4	
	国庫支出金	13.5	13.8	0.2	社会保障費の増
	地方債	9.2	9.7	0.5	
	うち 臨時財政対策債	4.0	4.6	0.5	
	その他	5.9	5.9	0.0	29年度同額
	計	86.6	87.2	0.6	
	一般財源	62.1	62.5	0.4	
	(水準超経費除き)一般財源		60.3	60.6	0.3

注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減額が一致しない場合がある。

地方財政審議会意見(H29.5.31)

○ 基金は、各地方自治体が様々な地域の実情を踏まえ、歳出抑制努力も行いながら、それぞれの責任と判断で積立てを行ってきたもの。

基金残高の増減の状況は様々であり、それぞれ自主的な判断に基づく財政運営の結果として尊重されるべき。

地方自治体ごとに異なる状況を踏まえ、全体としての基金残高の増加傾向をもって地方財政に余裕があるかのような議論は不適當。

野田総務大臣(H29.9.29閣議後記者会見)

○ 基金の増加は、それぞれの市町村が歳出削減を精一杯取り組んできた結果。

「特定目的基金」の増加は市庁舎の建替や切実な近未来の不安に対しての備え。基金残高だけを見て批判するのではなく、市町村が主体的に自分達が抱える問題に対しての備えを作っていこうという懸命の努力を評価すべき。

社会保障の基盤づくり

- 「社会保障・税一体改革」の実現に向け、平成31年10月に予定されている消費税率10%への確実な引上げ。
- 引上げ分の一部を活用した新たな政策パッケージについては、地方行財政に大きく関わるものであることから、策定に当たっては地方と十分な協議が必要。
- 既に地方が取り組んでいる子ども・子育て等の施策推進に支障が生じることのないよう、税率が引き上げられるまでの間においても、必要な財源を確保。

消費税率10%への引上げ時期変更 (H28.11成立)

平成29年4月1日⇒平成31年10月1日

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案」

総理大臣記者会見 (H29.11.1)

【新しい政策パッケージの策定関係】

- 2020年までの3年間を生産性革命・集中投資期間と位置付ける。
- 幼児教育の無償化を一気に進め、真に必要な子供たちには高等教育を無償化していく。
- 介護人材確保のための更なる処遇改善なども進め、子育て、介護など、現役世代の不安を解消する。
- 消費税の使い道を大胆に見直すことで2兆円規模の政策を実施し、我が国の社会保障制度をお年寄りも若者も安心できる全世代型の制度へと大きく改革していく。

以上の政策パッケージを来月(12月)月上旬に取りまとめる。同時に、可能なものから速やかに実行に移していく。

＜平成29年度「社会保障の充実」の主な項目＞

(注) 計数は精査中。四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。(単位: 億円)

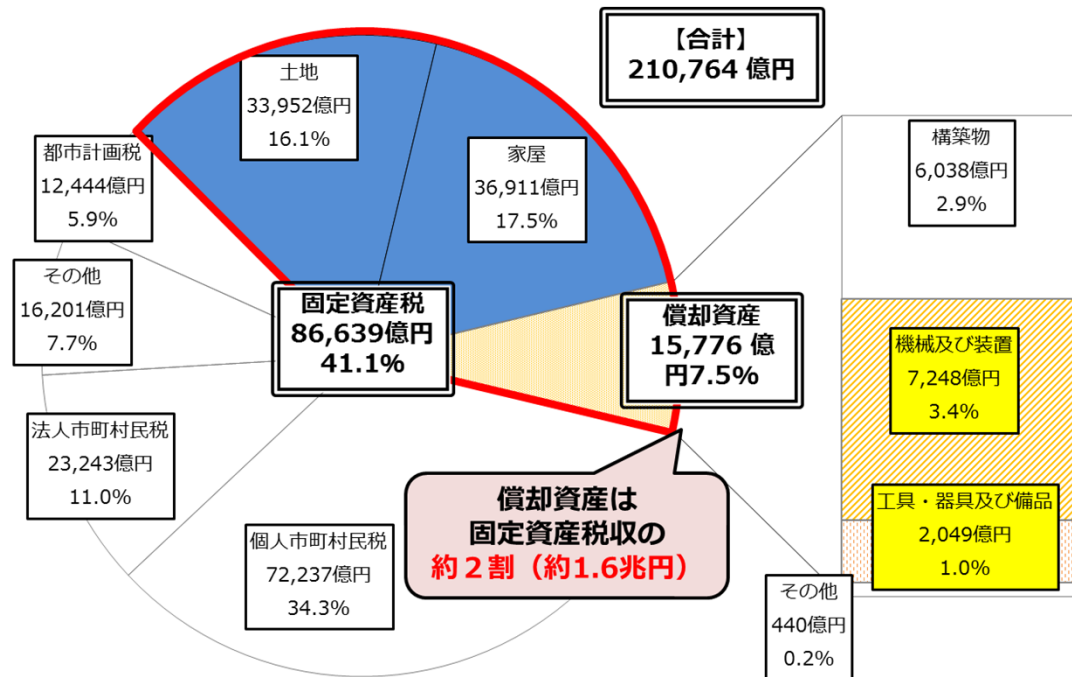
項目	平成29年度予算案(公費)		
		国	地方
子ども・子育て支援	6,958	3,203	3,755
うち子ども・子育て支援新制度の実施	6,526	2,985	3,541
医療・介護	11,130	7,021	4,109
うち国保への 財政支援の 拡充	財政安定化基金 の造成	1,100	0
	上記以外の 財政支援の拡充	2,464	832
年金	299	286	13
合計	※ 18,388	10,511	7,877

※消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用して実施。なお、平成28年度予算では1.53兆円を計上。

固定資産税の安定的確保

- 固定資産税は市町村財政を支える上で重要な基幹税。
- 償却資産に係る時限的な特例措置は、期限の到来をもって確実に終了し、その期限までの間であっても対象範囲の拡大は断じて行うべきでない。
- 地方においては、企業誘致や設備投資の促進等を目的とした産業施策を独自に実施していることから、国の経済政策は国の責任において行い、地方の基幹税を用いるべきではない。

市町村における固定資産税の状況



(注) 1 平成27年度決算ベース
2 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

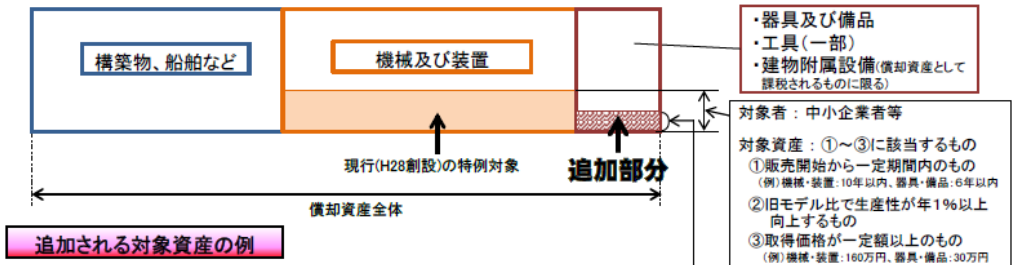
固定資産税の特例措置の概要(平成29年度税制改正)

地域の中小企業による設備投資の支援

地域の中小企業による設備投資の促進に向け平成28年度税制改正において3年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置についてはその期限の到来をもって終了するものとし、GDPの約7割を占めるサービス産業の賃金改善と生産性向上に向けて、**残余の2年間に限り、市町村財政への影響を最小限にするよう地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具・器具・備品等を追加する。**
なお、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、**償却資産に対する固定資産税の制度は堅持する。**(平成29年度与党税制改正大綱(抜粋))

適用期間(追加分) 取得が平成29年4月1日～平成31年3月31日 **減収規模(追加分)** 34億円(初年度)、59億円(平年度)

特例率 課税標準額を最初の3年間価格の1/2(H28創設分(機械・装置に対する特例)と同様)



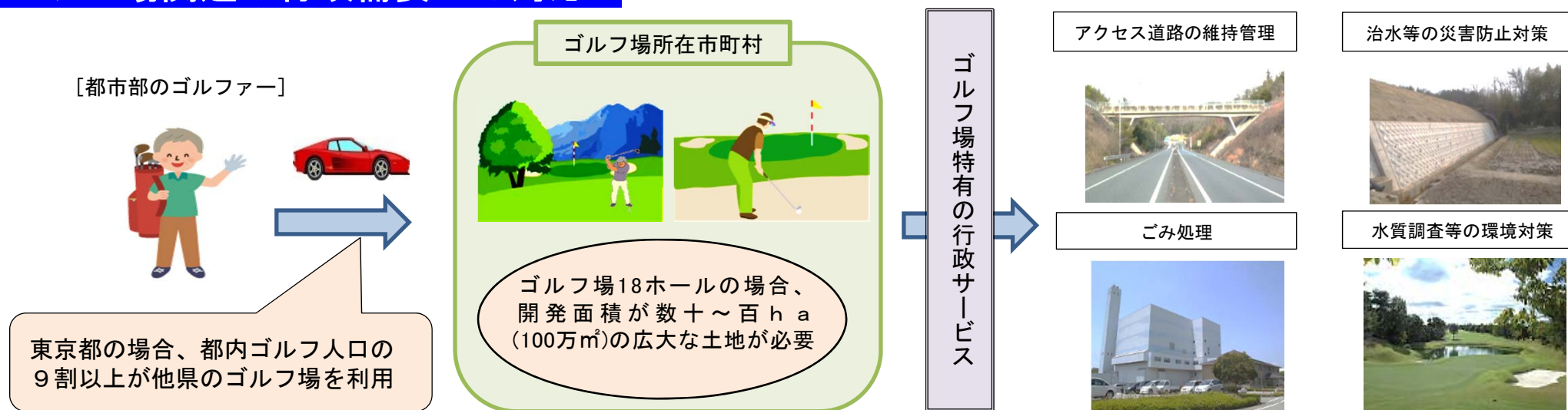
以下のとおり地域・業種を限定

- ・最低賃金が全国平均未満の地域: 全ての業種を対象
- ・最低賃金が全国平均以上の地域: 労働生産性が全国平均未満の業種のみを対象

ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

- ゴルフ場利用税収入は約480億円。その7割はゴルフ場所在市町村に交付。
- その税収はアクセス道路の整備や周辺的环境対策などの行政需要に対応。
- 特に財源の乏しい中山間地域の市町村にとっては、極めて貴重な財源。
- 恒久的かつ安定的な代替財源はあり得ず、引き続き、現行制度を堅持。

ゴルフ場関連の行政需要への対応



代替財源に対する考え方

- ゴルフ場利用税の代替財源として地方交付税で措置するという議論は、行政サービスに必要な財源の負担を受益者に求めるという合理的な仕組みが喪失するもの。
- 国民全体の負担に置き換えることとなる提案は、ゴルフをしない人を含めた納税者の理解は得られない。
- ゴルファーからの協力金やふるさと納税による財源確保策は、恒久的でも安定的でもなく、継続性のある代替財源とは言えない。

市町村の役割に応じた森林環境税(仮称)の制度設計

- 森林の持つ公益的機能の維持とそのための財源確保は重要な課題。
- その一方で、市町村の体制整備や担い手の確保のほか、一部の府県等で実施している超過課税との整理など、様々な課題が存在。
- 森林環境税(仮称)は、その税収を全額地方の財源にするとともに、国・都道府県・市町村の役割分担を明確にしたうえで、市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みにすべき。
- 都市・地方を通じて理解が得られるよう、納税者や市町村に対する十分な周知、説明が必要。

森林環境税(仮称)の使途の検討(活用事業例)

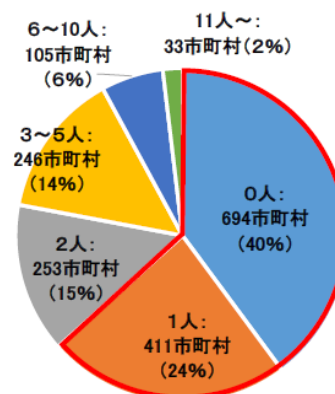
森 林 整 備					
森林関連法令の改正によって市町村の役割が増加するもの					
① 森林整備の前提となる事前調査	② 条件不利地の私有林人工林における間伐代行とそれに必要な路網整備等	③ 人材育成・担い手確保	④ 私有林天然林等の整備	⑤ 私有林人工林における林業生産活動支援	⑥ 木材利用拡大・普及啓発
・土地所有者の意向調査 ・所有者情報の確認 ・境界画定	・間伐(私有林の代行間伐、寄附を受け入れた森林の間伐) ・間伐に必要な路網の整備 ・育成複層林化等のための造林、保育	・職員等の研修 ・外部人材の登用 ・担い手の就業支援	・天然林の手入れ ・里山林の整備 ・平地林の整備	・国の森林整備事業補助(造林・間伐・路網等)の上乗せ ・既存作業道の修繕 ・間伐材の運搬補助	・公共建築物の木質化 ・木質バイオマスへの活用支援 ・CLT等新製品の開発支援 ・広報誌の作成 ・環境教育
等	等	等	等	等	等

森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税の実施状況(平成28年11月30日現在)

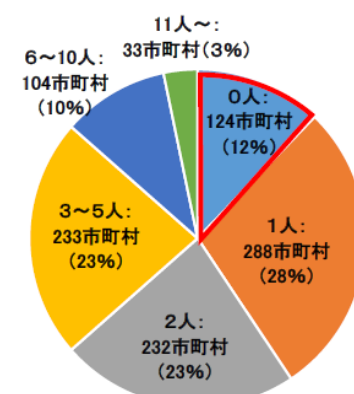
- 都道府県では37団体、市町村では1団体(横浜市)が超過課税を実施
- 税率・使途等は、地方団体が住民の理解を得ながらそれぞれ独自に決定
- 税収規模 : 319.0億円(平成27年度決算額)

市町村の森林・林業担当職員の状況

<全市町村>



<私有人工林1,000ha以上の市町村>

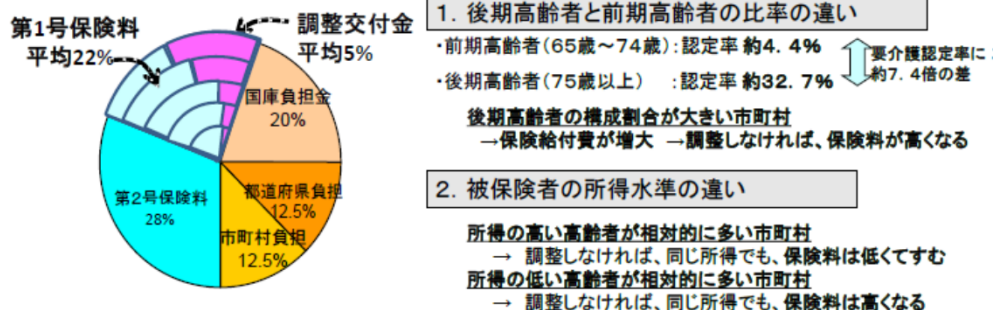


介護保険者に対する財政的インセンティブの付与の在り方

- 経済財政諮問会議等が、新たな交付金とあわせ、「調整交付金もインセンティブとして活用すべき」と提案。
- 調整交付金は、介護給付を支える根幹の財源であり、インセンティブ指標による配分は制度の本旨に馴染まない。
- 調整交付金が一方的に削られた場合、保険料の上昇を招き、第1号被保険者の負担が増加。
- インセンティブ指標によっては、現場でサービスの切り捨て競争を招きかねない。
- インセンティブ指標による配分は、具体的に適切な取組を促す指標に限定した上で、法定された新たな交付金によって実施すべき。

調整交付金

「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と、「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」を、国庫負担金25%のうち5%分を用いて財政調整。市町村間の財政力の差を解消。



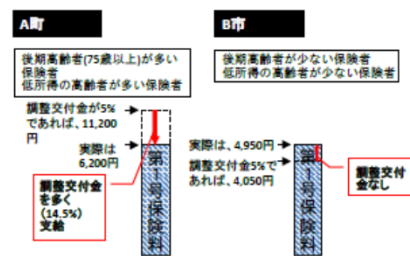
1. 後期高齢者と前期高齢者の比率の違い

- ・前期高齢者(65歳～74歳): 認定率 約4.4%
 - ・後期高齢者(75歳以上): 認定率 約32.7%
- 要介護認定率に: 約7.4倍の差
- 後期高齢者の構成割合が大きい市町村
→ 保険給付費が増大 → 調整しなければ、保険料が高くなる

2. 被保険者の所得水準の違い

- 所得の高い高齢者が相対的に多い市町村
→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は低くてすむ
- 所得の低い高齢者が相対的に多い市町村
→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は高くなる

調整交付金の財政調整の例

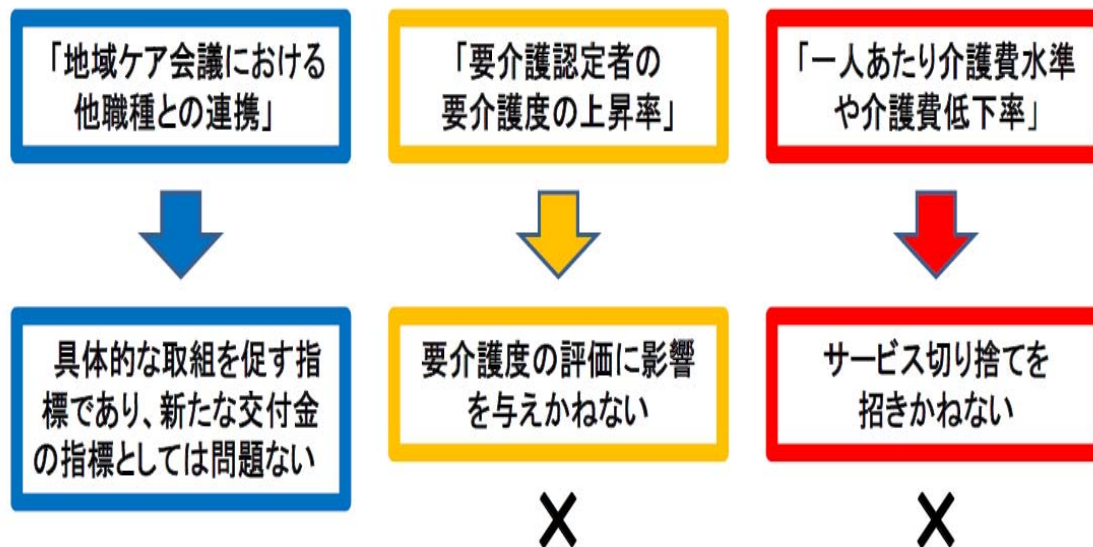


【調整交付金の役割】

- ・保険者の給付水準が同じであり、
- ・収入が同じ被保険者であれば、
- ・保険料負担額が同一となるよう調整するもの。

(※) 調整交付金の計算方法
各市町村の普通調整交付金の交付額
= 当該市町村の標準給付費額 × 普通調整交付金の交付割合(%)
普通調整交付金の交付割合(%)
= 27% - (22% × 後期高齢者加入割合補正係数 × 所得段階別加入割合補正係数)

〈検討されている主なインセンティブ指標と現場への影響〉

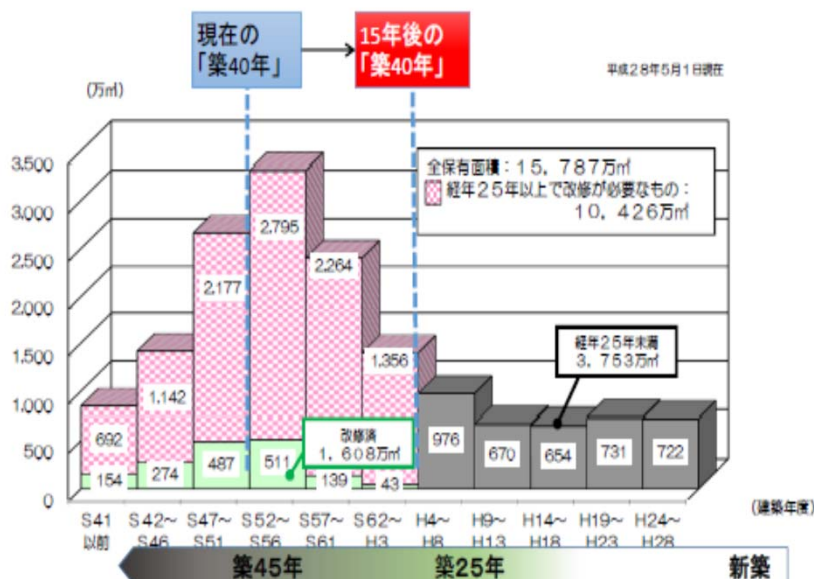


公立小中学校施設整備のための予算確保

- 現在、築40年以上で改修を要する公立小中学校施設は全体の2割超。今後15年で更新時期が一斉に到来。
- この20年間で国の当初予算額は大幅に減少(平成10年度1,731億円→平成29年度690億円)。
- 都市自治体が公立小中学校施設の新増築・老朽化対策、耐震化、空調設備・トイレ等の整備を計画的に推進できるよう、必要な財源の確保、財政措置の拡充が必要。

公立学校施設の老朽化の現状

- ・現在、築40年以上で改修を要する公立小中学校施設が2割を超えている
- ・今後15年で、第二次ベビーブーム期に建てられた施設の更新時期が一斉に到来



公立学校施設整備費予算額の推移（平成10年度～平成30年度概算要求）

※沖縄分については内閣府において計上

